

パブリック・コメントの実施について

1 パブリック・コメント手続きについて

パブリック・コメント手続きとは、市が事業を実施しようとする場合に、当該実施しようとする事業の目的、内容その他必要な事項をあらかじめ広く公表し、これに対する意見を募集し、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

2 基本構想（案）のパブリック・コメント手続きについて

（1）意見募集の期間

平成29年1月10日（火）～2月8日（水）

（2）意見募集の広報

広報かわぐち（平成29年1月号）に掲載

（3）基本構想（案）の公表方法

①市ホームページへの掲載

②環境施設課、市政情報コーナーでの閲覧